

平成 31 年 3 月 12 日

意見発表

亀井委員

公明党県議団としまして、当常任委員会に付託されました諸議案等につきまして、意見、要望を申し述べます。

まずは、ソーラーシェアリングの普及についてです。

ソーラーシェアリングについて、県が県西地区で初めて行った農業集積利用調査のアンケートの中で、927 軒の方がソーラーシェアリングに興味があると回答したとの報告を伺いました。興味があると回答した中でも、605 軒が詳細資料の送付を希望したとのことでした。今後も 2 地区でアンケート調査をするとのことですが、今申し上げた 605 軒の農家については、ソーラーシェアリングについて前向きですが、県の 2020 年度末までに 100 件という納入目標において、現在 29 軒と低迷していること、また、売電価格の低下が今後も想定されること、また、耕作放棄地対策にとっても有意義な取組であることなどの理由から、早急に産業労働局エネルギー課とも連携をとり、目標達成に向けて前向きに取り組むことを要望します。

次に、農作業受託・団地再生研修事業についてであります。

担い手の高齢化による労働力不足や耕作放棄地の発生等に対応するため、新たな担い手として団地住民が参画する農作業受託組織の設立に向けて、農作業の研修等を行うとのことであり、今回の取組は、県住宅供給公社の二宮団地で行うとのことですが、団地から農地までの距離が車で 20 分とのことで、高齢者の方々にとっては長距離であり、この点でちゅうちょする方が多くいるのではないかと懸念します。また、農業受託組織の設立ということですが、その組織の事業安定にも、もっと意識を持って取り組むべきことを要望しておきます。また、全県への広がりを考えますと、県営住宅の住民と周辺の農地についてもしっかりと検討すべきであると考えますので、そのためにも県土整備局との連携を密に取り組むことを要望します。

次に、都市農業推進事業費についてです。

生産者の営農意欲を喚起するとともに、県民の都市農業に対する理解の促進や農地の保全を図ることを目的として、生産緑地の多面的機能を強化する設備の整備等に対し、市と連携して補助する事業費とのことであり、市との共同補助ということですが、同様の事業について先行した取組や独自の取組をしている市もあると思われ、市との連携を十分に図ることを要望します。また、町については固定資産税や都市計画税等の税込面で減収になることについて、特にナーバスなことが考えられますので、協議等を行い、互いに納得した上で取り組むことを要望します。

次に、林道改良事業、玄倉林道についてであります。

玄倉林道は、昨年 1 月に発生したのり面崩壊により、現在も通行止めになっているとの報告を受けました。企業庁の玄倉第 1 発電所と玄倉第 2 発電所が停止していることから、両発電所の停止により年間 3 億円の収入減になっている

とのことであります。これ以上の収入減を食い止めるためにも、発電所の一日も早い再開に向けて、林道の復旧工事を早急に行うことを要望します。

次に、水源環境保全・再生への取組、水源環境保全・再生事業会計についてであります。

委員会資料から前年度末、基金残高からの繰入れが4億5,000万円とありますが、仮に今後の税収増が当初の想定額、年間40億円を約4億円上回ったとした場合、5年間で20億円の増収となります。この場合、県としては新たな事業を増やすか、既存の事業にスピードアップを図って取り組むか。それとも税率等を下げるか等の選択肢があると思われまます。県民に対する超過課税であるということを肝に銘じて、今後の事業展開を図ることを要望します。

以上、意見、要望を申し上げまして、当常任委員会に付託されました諸議案について、公明党県議団として賛成を表明しまして、意見発表を終わります。